

令和2年4月1日

民法改正に伴う入院証書等の変更について

入院患者様の連帯保証人となられる方へ

この度、令和2年4月1日より、「民法の一部を改正する法律（債権法改正）」が施行されました。それに伴い、入院証書に記載いただく連帯保証人に対し、「極度額（負担金の上限額）」を設ける事となりました。この「極度額」を設けることは、連帯保証人が予想を超える過大な責任を負う事がないよう、連帯保証人を守る法律となります。

また、「極度額」を定める際、連帯保証人と病院間での合意が必要となり、対面・お電話等で説明を行わせて頂きますので、ご理解・ご協力をお願い致します。

※極度額とは、入院診療費・その他諸料金について、患者様が支払いをしなかった場合に、連帯保証人が引き受ける上限金額のことです。

極度額（負担金額の上限額）について

- ◇ 当院では、極度額を一律 60 万円と設定させて頂いております。
- ◇ 極度額については、連帯保証人と病院間での合意が必要です。
- ◇ 入院前もしくは入院当日、入院の手続きのご説明と共に入院証書・極度額について説明させて頂きます。その際、連帯保証人が同席されていない場合は、患者様より連帯保証人となられる方へご説明頂き、極度額について同意の上、入院証書の身元引受人兼連帯保証人欄または、連帯保証人欄へ記名・押印をお願い致します。
- ◇ 連帯保証人となられる方へ直接又は電話等でご説明を希望される場合はお申し出ください。

参考

【法務省ホームページ】 <http://www.moj.go.jp/content/001254262.pdf>

以上、入院証書・極度額等に関して、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

医療法人桃李会 御殿山病院
電話：0289-64-2131